

京都市告示第378号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法又は同条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）で、その期限が平成30年9月6日から別途市長が定める日までに到来するものについては、別途市長が定める日まで延長します。

平成30年10月29日

京都市長 門川 大作

都道府県名	指 定 地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町

(行財政局税務部税制課)